

資源管理目標、漁獲シナリオ等 の検討について

令和7年2月12日(水)

第1回資源管理方針に関する検討会
～ベニズワイガニ日本海系群(大臣許可水域)～

水産庁

1. ステークホルダー(SH)会合で検討すべき事項

- ① 資源管理の目標(案)と漁獲シナリオ(案)
- ② 管理方法(案)
- ③ 管理の対象範囲(案)
- ④ 管理期間(案)

2. 今後のスケジュール(案)

1. SH会合で検討すべき事項

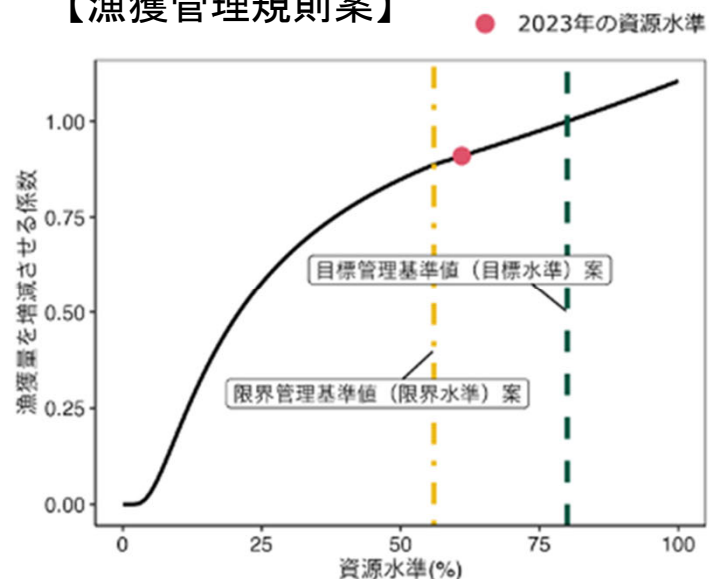
① 資源管理の目標(案)と漁獲シナリオ(案) <基本的なルール>

資源評価に基づき研究機関から提案されている資源管理の目標及び漁獲シナリオの案を採用した場合、2025年漁期のABCは、

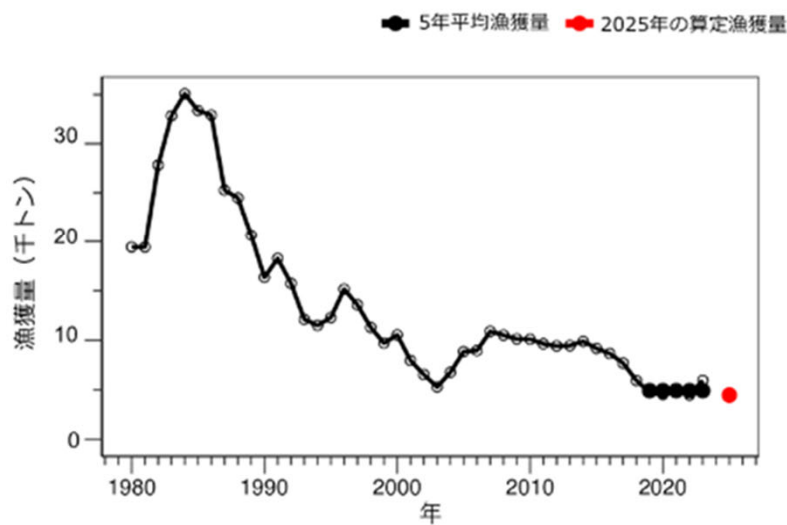
- ・ 直近5年間(2019～2023年漁期)の平均漁獲量(4,896トン)に、
- ・ 直近(2023年漁期)の資源量水準から求めた「漁獲量を増減させる係数(0.91)」を乗じて算出した**4,453トン**となる。

資源管理の目標等	資源量指標値	資源量水準	漁獲量を増減させる係数
目標管理基準値 (回復・維持する目標となる資源水準の値)	451,093	80.0%	1.000
限界管理基準値 (下回ってはいけない資源水準の値)	366,784	56.0%	0.887
現状の値(2023年)	382,469	61.0%	0.91

【漁獲管理規則案】



【漁獲量の推移と2025年の算定漁獲量】



ABCの算定(2025)

直近5年間の平均漁獲量 (2019～2023)	4,896トン
----------------------------	---------

資源量水準から求められた係数 (2023)	0.91
--------------------------	------

$$4,896\text{トン} \times 0.91 = \underline{\underline{4,453\text{トン}}}$$

1. SH会合で検討すべき事項

① 資源管理の目標(案)と漁獲シナリオ(案) <検討の方向性(案)>

- 日本海べにずわい漁業については、日韓暫定水域の一部漁場が韓国漁船によって占拠されていることから、我が国漁船が漁場を十分に利用できない状況。
- 資源評価で用いられている2系ルールでは、ABCは、
 - ① 「1かご当たりの漁獲量」などから求めた漁獲量を増減させる係数と
 - ② 直近5年間の平均漁獲量をもとに算出される。また、TACは当該ABCの範囲内で設定される。
- 「② 直近5年間の平均漁獲量」は、上記の漁場利用の実態に基づく数量。日韓暫定水域の一部漁場が韓国漁船によって占拠されている現状では、我が国漁船の漁獲量比率も以前に比べて低下。

1. SH会合で検討すべき事項

① 資源管理の目標(案)と漁獲シナリオ(案) <検討の方向性(案)>

- このため、我が国漁船が暫定水域を制約を受けない状態で利用する前提でTACを設定すべく、**検討の方向性(案)**として
 - ✓ 「② 直近5年間の平均漁獲量」として、韓国漁船による漁獲も含めた数量を用いて**ABC(我が国漁船＋韓国漁船分)**を算出し、
 - ✓ 過去に**我が国漁船が暫定水域を制約を受けない状態で利用できていた当時の漁獲割合**をもとに**我が国漁船分のABC**を算出した上で、
 - ✓ 当該ABCの範囲内でTACを設定する、等を今後検討してはどうか。
- ただし、上記の検討の結果、我が国漁船及び韓国漁船の合計漁獲量が増加する可能性があるため、**資源に与える影響についても併せて注視していく必要。**

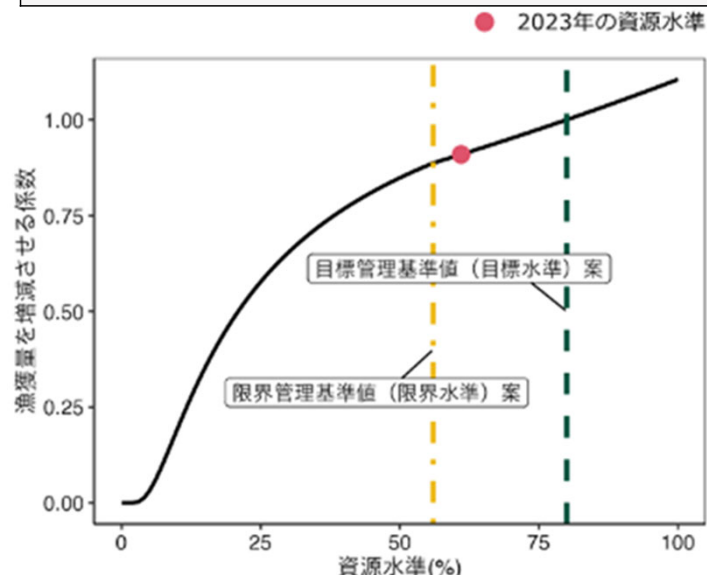
1. SH会合で検討すべき事項

① 資源管理の目標(案)と漁獲シナリオ(案) <検討の方向性(案)>

<以下は一案であり、今後さらに検討>

- ✓ 2025年漁期におけるABCを算出する際に用いる「直近5年間の漁獲量」として、日本漁船及び韓国漁船の漁獲量を用いる。
- ✓ 具体的には、直近5年間(2019～2023年漁期)の日本漁船及び韓国漁船の合計の平均漁獲量(25,764トン)に、直近(2023年漁期)の資源量水準から求めた「漁獲量を増減させる係数(0.91)」を乗じて算出した23,445トン、ABC(日本漁船+韓国漁船分)とする。
- ✓ ABCのうち日本漁船分は、過去の漁獲実績をもとに33%とし、TACはその範囲内で設定。

資源管理の目標等	資源量指標値	資源量水準	漁獲量を増減させる係数
目標管理基準値 (回復・維持する目標となる資源水準の値)	451,093	80.0%	1.000
限界管理基準値 (下回ってはいけない資源水準の値)	366,784	56.0%	0.887
現状の値(2023年)	382,469	61.0%	0.91



ABCの算定(2025) ※以下は一案であり、今後検討	
直近5年間の日韓の平均漁獲量(2019～2023)	25,764トン
資源量水準から求められた係数(2023)	0.91
日本漁船分	33%(※)
$25,764\text{トン} \times 0.91 \times 33\% = 7,737\text{トン}$	

(※) 韓国漁船の漁獲データが利用可能で、かつ、日韓漁業協定が発効する以前(1993年～1999年)の、日本漁船の漁獲割合の最大値

1. SH会合で検討すべき事項

② 管理方法(案)

- 日本海べにずわいがに漁業については、これまでも漁業者別及び船舶別の年間の漁獲量設定による数量管理を実施してきた。TAC管理開始後は、漁業法に基づく漁獲割当てによる管理(IQ管理)に移行することを検討。
- 具体的には、今後、以下を含むIQ管理の内容について検討(※詳細は参考参照)。
 - (1) 漁獲割当割合
 - 申請期限
 - 設定日
 - 有効期間
 - 設定基準
 - 設定者の資格
 - (2) 報告期限
 - (3) 年次漁獲割当量の控除の係数
 - (4) 漁獲割当割合の削減の基準 等

1. SH会合で検討すべき事項

③ 管理の対象範囲(案)

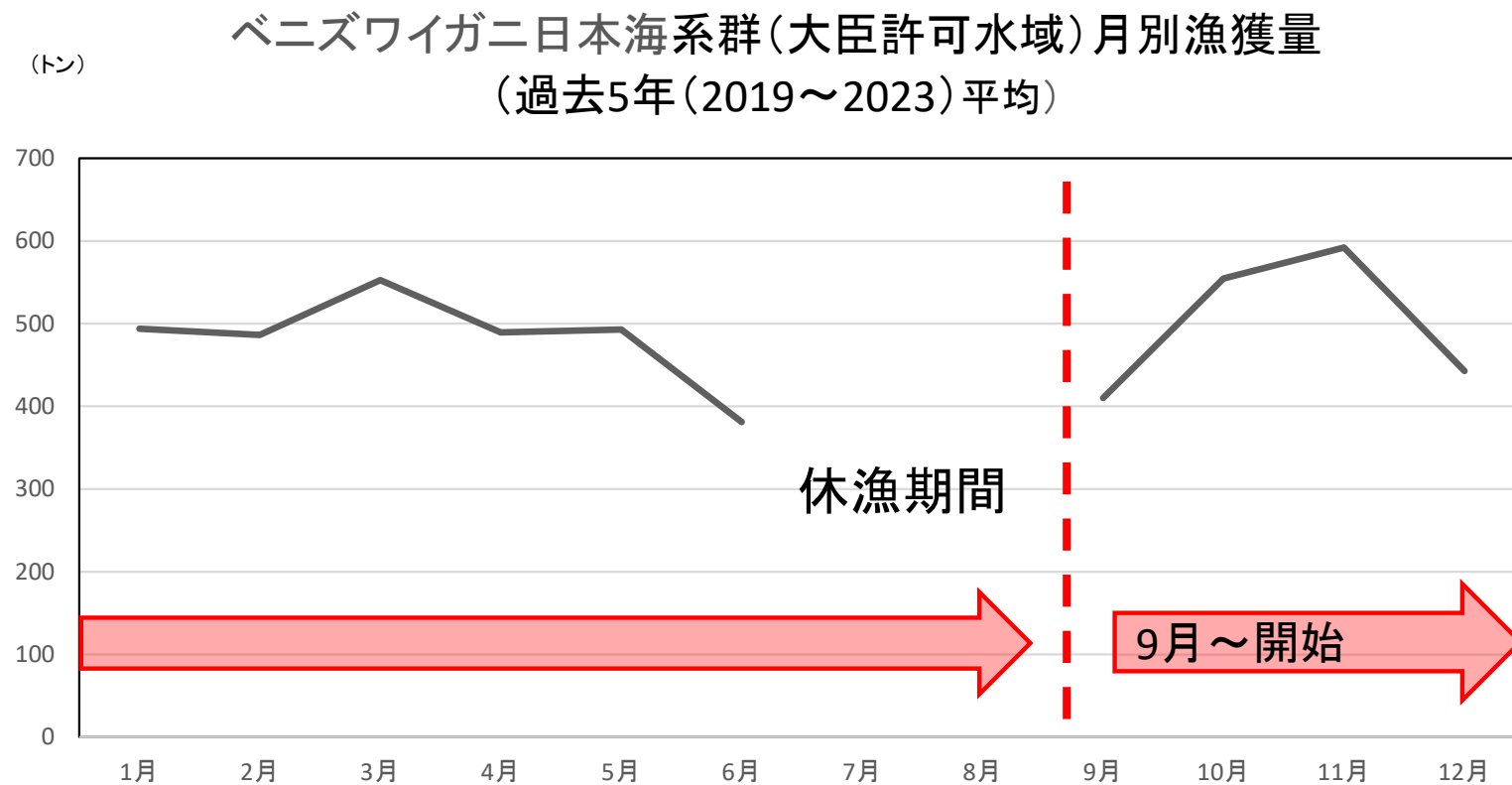
《分布図》



大臣許可漁業(日本海べにずわいがいがに漁業)に係る管理対象の水域と同じ水域とする。

1. SH会合で検討すべき事項

④ 管理期間(案)



7～8月が休漁期間であることから、漁期開始と合わせ**9月～翌年8月**とする。

2. 今後のスケジュール（案）

本日の「第1回ステークホルダー会合」における議論を踏まえ、水産庁及び水産機構において必要に応じて追加の検討を行い、令和7年3月までに「第2回ステークホルダー会合」を開催予定。

改正漁業法に基づく資源管理の検討プロセス



①	資源評価結果の公表	- 令和4(2022)年12月に公表 - 令和6(2024)年9月に最新の資源評価結果を公表
②	資源評価結果説明会	令和5(2023)年1月に開催
③	資源管理手法検討部会	- 令和5(2023)年5月22日に開催 - 参考人等からの意見や論点を整理
④	ステークホルダー会合 (資源管理方針に関する検討会)	③で整理された意見や論点を踏まえ、具体的な管理について議論し、管理の方向性をとりまとめ
⑤	資源管理基本方針の策定	④でとりまとめられた内容を基に、資源管理基本方針案を作成 - パブリックコメントを実施した後、水産政策審議会資源管理分科会への諮問・答申を経て決定
⑥	管理の開始	

(参考)

漁獲割当てによる管理（I Q管理）の制度の概要

漁業法に基づく I Q 管理の流れ

1. TACは、
・大臣管理区分
・都道府県
ごとに配分

2. 管理区分ごと
に、管理の手法
(総量管理・IQ
管理)等を定める

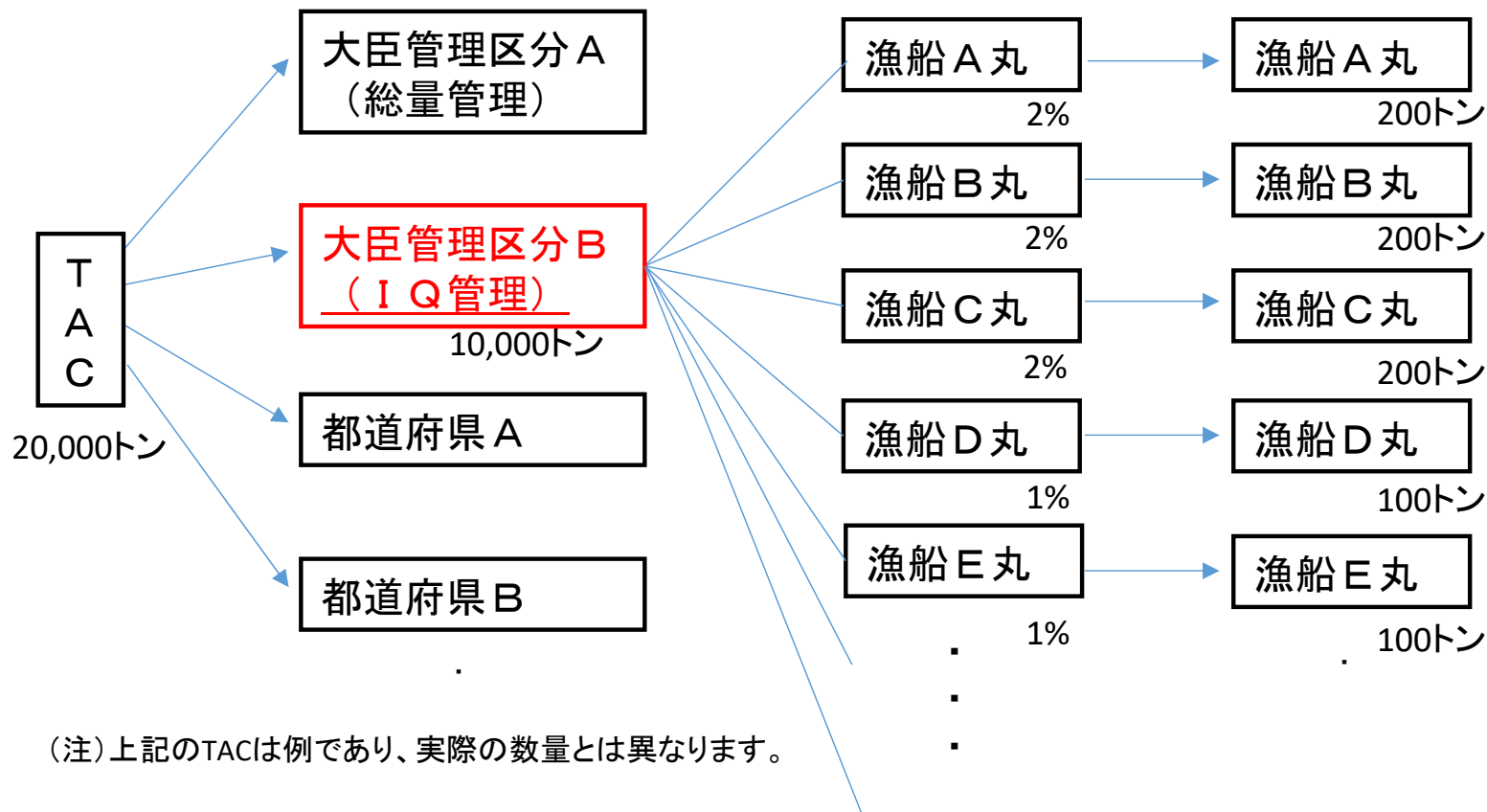
3. 漁船ごとに、
漁獲割当割合を
設定
(有効期間5年間
が基本だが、短縮
可能)

4. 漁船ごとに、
年次漁獲割当量
(IQ)を設定
(有効期間1年間)

大臣管理区分の配分数量
× 漁獲割当割合
= 年次漁獲割当量

5. 漁船ごとに、
年次漁獲割当量の
範囲で漁獲を管理
(超過すると違反)

注: 原則、採捕停止命
令の発出は行われない。
→ 自己責任により遵守。



(注) 上記のTACは例であり、実際の数量とは異なります。

漁業法に基づく I Q 管理の規定①

資源管理基本方針（法第11条）

1. 大臣管理区分及び 漁獲量の管理の手法	・ T A C 資源ごとに大臣管理区分を設定 ・ 大臣管理区分ごとに漁獲量の管理の手法を規定
2. 漁獲割当割合	・ 有効期間、設定基準、申請期限、設定日、設定者の資格 ・ 漁獲割当割合の有効期間 原則 5 年 ※資源の特性・採捕実態を勘案し、短縮可能。 ・ 漁獲割当割合の設定の基準 船舶ごとの漁獲実績や 採捕の実態等を勘案
3. その他	・ 報告の期限 陸揚げ日から 3 日以内 （土、日、祝日を除く）

漁業法に基づく I Q 管理の規定②

漁獲割当管理原簿（法第20条）

農林水産大臣が漁獲割当管理原簿を作成し、漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の設定、移転及び取消しを管理

漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の移転に関する手続（法第21条及び22条）

- ・ 代船・承継に伴う漁獲割当割合の移転、同一船主内での漁獲割当割合の移転が可能。
- ・ 漁獲割当割合を持つ漁船間で年次漁獲割当量の移転が可能（船主が異なっても可）。
- ・ いずれの場合でも農林水産大臣の認可が必要。

漁獲割当割合の設定の基準について

(1) 申請された漁獲割当割合の合計が100%以下の場合

申請書通りの漁獲割当割合を配分。

(2) 申請された漁獲割当割合の合計が100%を超える場合(※以下は一案)

以下の(ア)又は(イ)のうち低い方を漁獲割当割合として設定。

(ア) 実績割:均等割を70:30とし、過去3年の漁獲実績を勘案して配分した数量

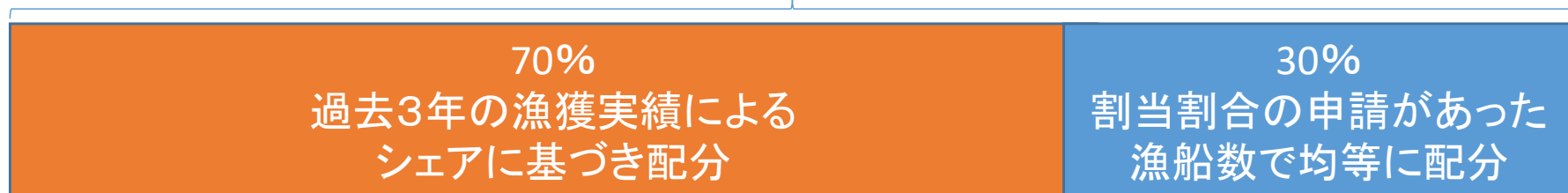
① 70%を過去3年の漁獲実績によるシェアに基づき配分した割合

② 30%を申請のあった漁船数で均等に配分した割合

(イ) 申請のあった漁獲割当割合

【具体的な計算(例)】

全船の漁獲割当割合の合計=100%



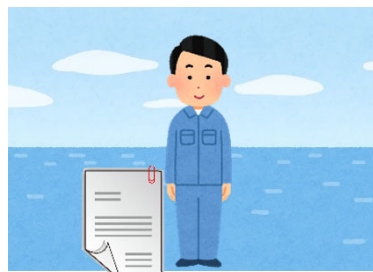
(計算例: 10隻から申請があり、当該船の漁獲実績のシェアが全体の5%の場合)

漁獲割当割合(%) = $70\% \times 5\% + 30\% \div 10(\text{隻}) = 3.5\% + 3\% = 6.5\%$

IQ(年次漁獲割当量) = $10,000\text{トン(TAC)} \times 6.5\% = 650\text{トン}$

漁獲割当割合（〇％）の申請から年次漁獲割当量（〇トン）の設定までの流れ

漁獲割当割合（〇％）の申請・設定



漁業者
(許可・認可を有する者)



農林水産大臣
(水産庁)



令和7～〇管理年度における
漁獲割当割合は〇％です

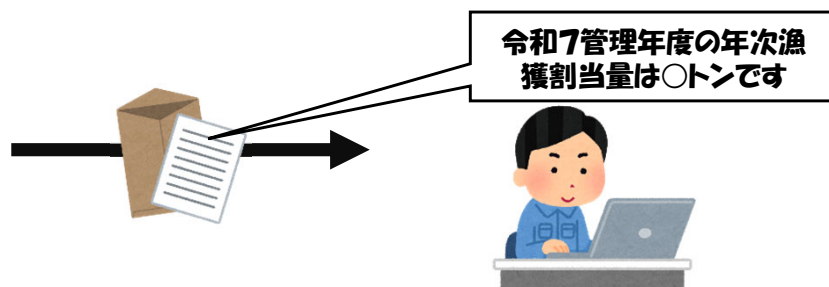


漁業者
(許可・認可を有する者)

年次漁獲割当量（〇トン）の設定

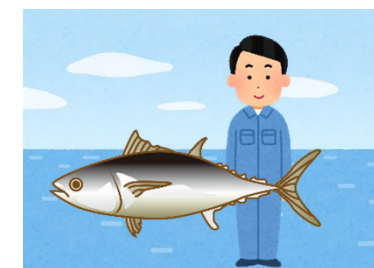


農林水産大臣
(水産庁)



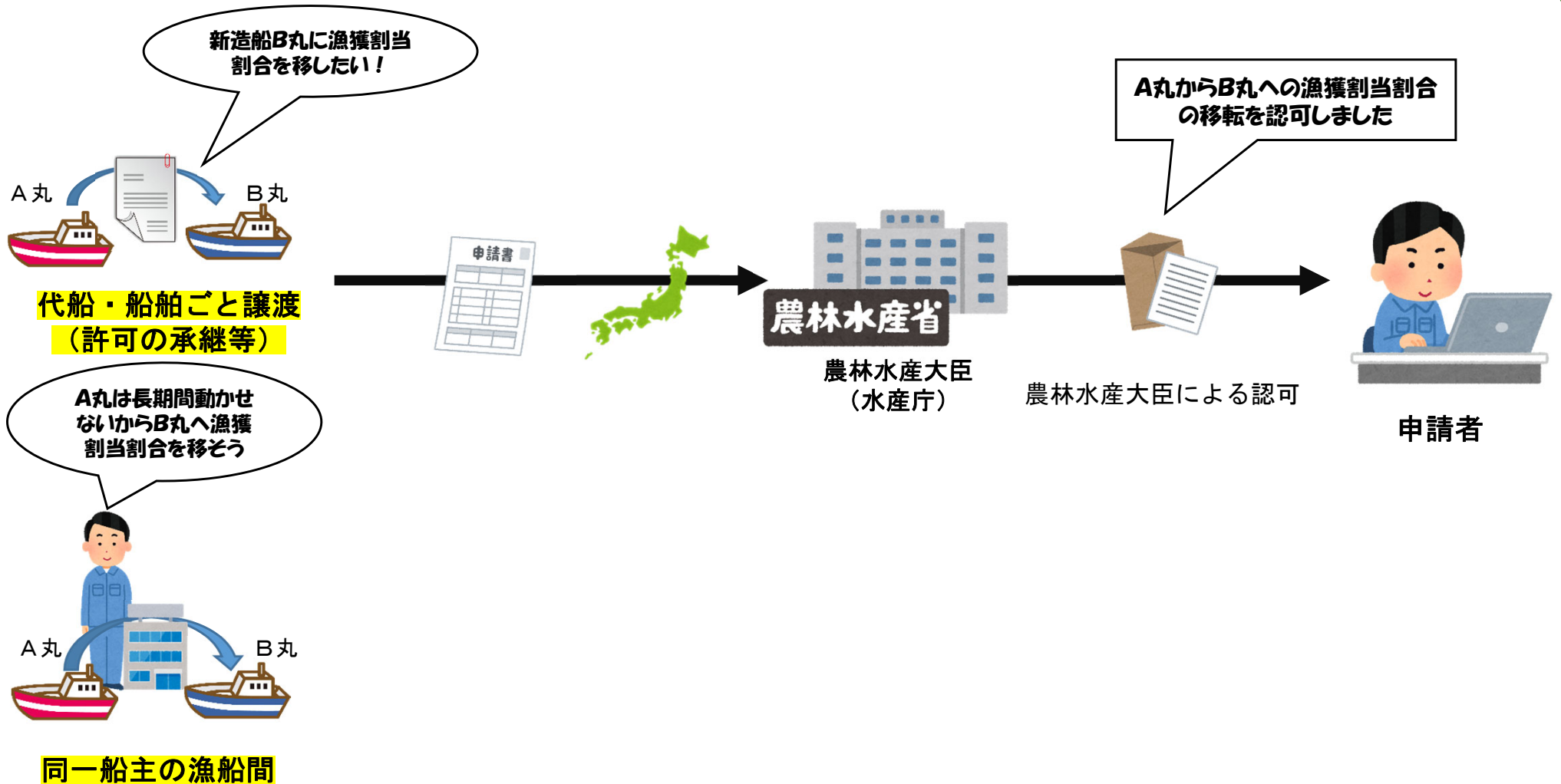
漁業者
(許可・認可を有する者)

・設定された年次漁獲割当量内で操業



漁業者
(許可・認可を有する者)

漁獲割当割合の移転の申請・認可の流れ



年次漁獲割当量の移転の申請・認可の流れ

